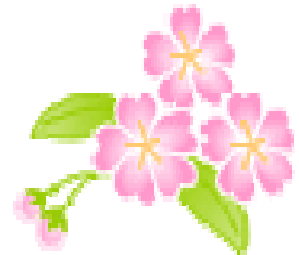


確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～

都市計画法の手数料が一部変更になりました
建築確認手続き等の運用改善について

4月1日付けの人事異動により、建築班のメンバーが変更になりました。
4年間に渡りお世話になりました小関及び2年間お世話になりました山際の両名
が、土木部営繕課へ転勤となりました。
後任には、営繕課から田中、仙台土木事務所から大槻が着任いたしました。
今年度もどうぞよろしくお願いいいたします。



～平成22年度の大河原土木事務所建築関係職員です～

所長	中川 淳 (土木部下水道課から)	技術副所長	佐伯 正博 (平成21年度から)
技術次長 (班長)	田中 健二 (土木部営繕課から)	技術次長 (副班長)	小野 貢 (平成20年度から)
技術次長	大槻 宗弘 (仙台土木事務所から)	技術主査	高橋 広美 (平成21年度から)

都市計画法の手数料が一部変更になりました

都市計画法施行条例 (平成12年3月28日 宮城県条例第91号) の一部を改正する条例
が平成22年4月1日付けで施行され、都市計画法の規定に適合する建築物であるとの証明
書 (都市計画法施行規則第60条の規定による証明書) の交付申請に手数料が必要になりま
した。

(仙台市、石巻市及び大崎市を除く。)

適用： 平成22年4月1日申請分から

手数料： 1件あたり1,800円

納入方法： 宮城県証紙

申請様式についてはコチラから

<http://www.pref.miyagi.jp/kentaku/01shinsei/05kaihatukoui.html>

建築確認手続き等の運用改善について

平成22年1月22日付けで国土交通省が公表していました「建築確認手続き等の運用改善の方針について」は、これに対応する建築基準法施行規則・関係告示の改正が3月29日に公布され、6月1日に施行されることになりました。

運用改善の概要は下記のとおりです。

施行規則・関係告示の改正： 平成22年6月1日施行

**適用： 平成22年6月1日以降に建築確認申請を行うもの
(変更確認申請を行う者を含む)**

改善の概要

<確認審査の迅速化関係>

1. 確認申請図書¹⁾の補正の対象の拡大等 (告示改正)

[詳細へ](#)

確認申請図書の補正の対象は、軽微な不備（誤記、記載漏れ等）とされているが、これを不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの）とする。また、補正にあたっては、適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付や確認審査報告書の特定行政庁への報告を不要とする。

2. 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査を可能とする見直し (告示改正)

構造に係る確認審査後に構造計算適合性判定を求めることとされているが、当該確認審査を終える前においても、構造計算適合性判定を求めることができることとする。

3. 確認審査等の報告に係るチェックリスト告示の簡素化 (告示改正)

指定確認検査機関が確認済証等を交付した後に特定行政庁へ提出するチェックリストを大幅に簡素化する（項目を約9割減とする）。

4. 「軽微な変更」の対象の拡大 (規則改正・技術的助言等)

計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象は、安全上の危険の度等が高くない一定の変更とされているが、これを建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更とする。

また、「軽微な変更」の適用可能な具体事例を提示し、運用の徹底を図る。

5. 大臣認定変更手続きの迅速化

超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、迅速化を図る。

6. 審査期間短縮及び審査バラツキの是正 (技術的助言等)

構造計算適合性判定の対象物件については、現在の審査期間（約70日[※]）の半減を目指し、審査期間短縮に係る目標を設定するとともに、取組方針及び公表方法を「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針として発出する。

また、各機関に苦情窓口の設置とそれを通じた審査のバラツキ把握及び審査員への指導等の取組みを要請する。

※サンプル調査による平成21年7月から12月までの確認済証交付までに要した実日数の平均

詳細はこちらから

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000142.html

運用改善のマニュアル：http://www.icas.or.jp/download/index.html#download_text

既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置について（一般建築物）

http://www.icas.or.jp/download/pdf/unyou_kaizen_ippan_3.pdf

既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置について（小規模建築物（木造住宅等）

（その他関係）http://www.icas.or.jp/download/pdf/unyou_kaizen_syoutu_1.pdf

<申請図書の簡素化関係>

1. 構造計算概要書の廃止（規則、告示改正）

確認申請図書のうち、構造計算概要書を廃止する。

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化（規則、告示改正等）

- (1) 非常用照明装置に係る技術的基準の見直しを行うとともに、非常用照明装置の構造詳細図を提出不要とする。
- (2) 水洗便所の構造詳細図を提出不要とする。
- (3) 排水のための配管設備に係る技術的基準の見直しを行うとともに、排水トラップの構造に係る構造詳細図を提出不要とするなど、配管設備に係る図書の簡素化を行う。
- (4) 換気設備の構造詳細図を簡素化する。

3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略（技術的助言等）

建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について大臣認定データベースの登録を義務化することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における大臣認定書の写しの添付の省略を技術的助言等により徹底する。

<厳罰化関係>

1. 違反設計等への処分の徹底

「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針に、中間・完了検査の徹底、違反建築物対策の推進を盛り込み、違反設計等への処分を徹底する。

2. 広範なサンプル調査を実施

違反建築物対策を推進するため、広範なサンプル調査を実施する。

<その他関係>

1. 小規模な木造戸建て住宅等（4号建築物）に係る確認・検査の特例について、当分の間継続する。
2. 既存不適格建築物の増改築に係る特例の見直し（平成21年国土交通省告示第891号等）について、周知徹底を図る。
3. 住宅性能評価及び長期優良住宅の認定についても申請図書の簡素化を図る。（規則、告示改正等）

詳細

確認申請図書の補正の対象の拡大等について・・・

1) 補正対象について（補正が認められる「不備」）

申請図書に不備があった場合、これまではその不備の程度が軽微なものに限り、補正を行うとされていましたが、今回の改正により、「申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの」についても補正を行う事ができるとされました。

したがって、建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象と考えられます。（ ）

指針告示第一第5項第四号では、これまでどおり、「確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとする時は、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと」とされており、申請者等の意志により計画の変更を行う場合にあっては「補正」の対象とは認められません。

2) 補正の手続き

これまで、建築主事等が確認審査で申請者等に対して指摘を行う場合については、法定通知を行い、一定の期間を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることになっていました。

改正後は、「申請図書等に不備がある」場合や「申請図書等の記載事項に不明確な点がある」場合は、それらの内容を明確にした書面を申請者等に交付し（以下「補正等の書面の交付」という）し、相当の期限を定めて、補正又は追加説明書の提出を求めることとなりました。

また、法定通知は、建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない正当な理由がある場合に行うと明確化されました。（表1）

【表1】補正等の手続きの概要

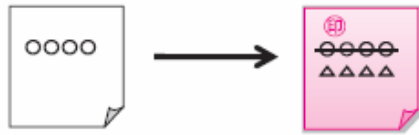
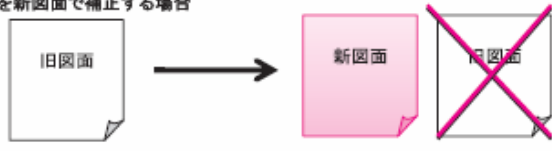

書面等の種類	根拠規定	書面等の交付を行う場合	運用方法
補正等の書面の交付	指針告示第一第5項第三号及び第四号	・申請図書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 ・申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合	・建築主事等が、相当の期限（目安は概ね2週間以内の一定期間）を定めて、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めます。 ・この場合、補正等の書面の交付以降の期間も確認審査期間（法第6条第4項）に含まれます。 ・建築主事等は、まとめて補正等の書面を交付しますが、意匠分野・構造分野・設備分野別に補正等の書面を交付することもできます。
法定通知	法第6条第13項等	・申請図書等の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由※があるとき	・原則、本通知により審査終了となりますが、建築主事等は、期限を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることができます。この場合、法定通知以降の期間は確認審査期間（法第6条第4項）には含まれません。

3) 補正等の方法

今回の指針告示の改正に伴う補正の対象の見直しにより、建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象となるため、建築主事等が申請図書等の「補正」を求めた場合には、修正後の申請図書等で修正前の申請図書等を補正することが可能になりました。

申請図書等の補正により不要となった申請図書の取り扱いは、建築主事等の判断に委ねられますので、提出する窓口で確認が必要です。（表2）

【表2】図面の補正の方法

① 建築主事等が図書の補正（訂正）を求めた場合	例)「〇〇〇〇」を「△△△△」に訂正する場合 
② 建築主事等が新図面により旧図面の補正を求めた場合	例)旧図面を新図面で補正する場合 
(参考) 建築主事等が追加説明書として追加図面を求めた場合	例)図面に詳細図を追加する場合 

お知らせ

大河原土木事務所建築班のホームページをご覧ください。
このかわら版をカラーで見ることができます。
また、いままで発行したかわら版をはじめ各種情報を掲載しています。
(宮城県庁 土木部 大河原土木事務所から入って下さい)